

AI ネットワーク社会推進会議(第 27 回)・AI ガバナンス検討会(第 23 回)・
AI 事業者ガイドライン検討会(第 3 回) 合同会議
議事概要

1. 日時：令和 6 年 3 月 14 日(木) 15:00 ～ 16:30

2. 場所:オンライン開催

3. 出席者

(AI ネットワーク社会推進会議)

須藤議長、平野副議長、Xiang 構成員代理、岩本構成員、内川構成員代理、遠藤構成員、大田委員、大屋構成員、喜連川幹事、木村構成員、近藤構成員、斉藤構成員、実積構成員、杉山構成員、鈴木幹事、高橋構成員、時田構成員代理、中川幹事、長田構成員、西田幹事、萩田構成員、林構成員、福田構成員、武藤構成員、山川委員

(AI ガバナンス検討会(平野座長以外含め、AI ネットワーク社会推進会議構成員を除く。))

荒堀委員、島村委員、落合委員、河島委員、喜多委員代理、高木委員、森本委員代理、湯浅委員

(AI 事業者ガイドライン検討会)

渡部座長、市川委員、岡野原委員、北村委員、國吉委員、齊藤委員、シバタ委員、中条委員、福田委員、舟山委員、増田委員、松本委員、吉永委員

(AI 事業者ガイドライン ワーキンググループ(AI 事業者ガイドライン構成員を除く。))

岡田委員、小谷野委員、殿村委員、中崎委員、羽深委員、古川委員、宮村委員

(オブザーバー)

デジタル庁、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、内閣府知的財産戦略推進事務局、公正取引委員会事務総局官房、個人情報保護委員会事務局、消費者庁消費者安全課、金融庁総合政策局フィンテック参事官室イノベーション推進室、文部科学省研究振興局参事官(情報担当)、文化庁著作権課、経済産業省商務情報政策局情報経済課、経済産業省産業技術環境局研究開発課、情報通信研究機構AI研究開発本部、科学技術振興機構社会技術研究開発センター企画運営室、理化学研究所革新知能統合研究推進室、産業技術総合研究所情報・人間工学領域

(事務局)

総務省情報通流行政局参事官、PwC コンサルティング 合同会社
経済産業省商務情報政策局情報経済課、ボストン コンサルティング グループ

4. 配布資料

【資料 1】 「AI 事業者ガイドライン案」に対するご意見及びその考え方

【資料 2-1】 AI 事業者ガイドライン 第 1.0 版(案)_本編

- 【資料 2-2】 AI 事業者ガイドライン第 1.0 版(案)_本編 説明資料
- 【資料 2-3】 AI 事業者ガイドライン第 1.0 版(案)_別添
- 【資料 2-4】 AI 事業者ガイドライン第 1.0 版(案)_別添 説明資料
- 【資料 2-5】 AI 事業者ガイドライン第 1.0 版(案)_チェックリスト
- 【資料 2-6】 AI 事業者ガイドライン第 1.0 版(案)_主体横断的な仮想事例
- 【資料 2-7】 AI 事業者ガイドライン第 1.0 版(案)_海外ガイドライン等の参照先
- 【参考1】 AI ネットワーク社会推進会議・AI ガバナンス検討会構成員名簿
- 【参考2】 AI 事業者ガイドライン検討会・AI 事業者ガイドライン WG 委員名簿

5. 議事概要

5-1. 開会

(1) 資料確認等

事務局より、開会の挨拶及び会議資料の確認等を行った。

5-2. 議事

(1) 「AI 事業者ガイドライン案」に対するご意見及びその考え方

事務局より、資料1に基づき、本年 1 月から 2 月にかけて実施された、意見募集の結果と提出意見に対する両省からの回答について説明が行われた。

(2) 「AI 事業者ガイドライン」第 1.0 版 (案) について

事務局より、資料 2-1 から資料 2-7 に基づき、パブコメ結果を検討・反映した AI 事業者ガイドライン第 1.0 版(案)について、説明が行われた。

(3) 意見交換

主な質疑応答等は以下のとおり。

【中川幹事】

- ・ 大変立派な資料。読んで気になったところについて述べたい。
- ・ 生成 AI は、既存のデータをベースに学習しており、出てくる結果というのは、やはり既存のシステムに依存性が高い、あるいは現状維持のバイアスが働いてしまうような結果が非常に出てきやすいという問題がある。
- ・ AI で使っている学習データが全てではないにも関わらず、そこに引っ張られ、既存のシステムが現状維持バイアスで動くという嬉しくないことが起こり得ると思う。ここでこそ実は、人間中心で、人間の関与というのが必要になる部分と思う。
- ・ EU の法律では、人間は AI とか機械の言う通りにはならないという原則が非常に強く出ている。そのようなことも絡め、生成 AI は非常に賢くても既存のデータに依存している部分があり、人間としてはそれを意識した上で、本当に新しいことは自分たちの力で考えていくという、逆に人間 AI 中心ということを理解することができると思う。
- ・ これは Living Document なので、今回どうこうということではないが、今後このポイントは入れていただけると嬉しい。

- ・ 企業と話しても、現状維持バイアスが効くという話は、中々耳が痛いところといくつか伺っているので、今後の課題として発言させていただいた。

【吉永委員】

- ・ 短期間で 4,000 件近いご意見をまとめていただき感謝。
- ・ AI 事業者ガイドライン案が発表されてから、事業者の方々から「要求事項が多くて大変すぎる」という声をよく聞くが、AI 事業者ガイドラインは法律ではなくソフトロー。
- ・ ソフトローでもこれほど細かく事例やチェックリストの例を記載しているものは世界的にも珍しいが、ここにある事例やチェックリスト項目というのはあくまでも例であり、それぞれの事業者内でこのガイドラインを参考に体制なり仕組みなりを構築して、ガイドラインにある事項を見ながら、ある意味自由に開発できるということ。
- ・ もちろん、その中で問題が出てくるところがあれば、いずれハードローで対処しなくてはならないところも出てくると思うが、今の段階では記載事項をすべてやらなくてはならないというものではなく、各事業者内でできるところからやっていく、場合によってはガイドラインで足りないところは補足しながらやっていく、ということが重要。
- ・ 日本の事業者が、法的拘束力がないソフトローであっても、真面目に取り組んで責任ある AI を開発・利活用している、というところを世界に見せられたらとよいと思っている。

【遠藤委員】

- ・ 大変丁寧にステークホルダーのご意見を取り入れていただいた形で、かつそれを visible にして作成していただいた。ご尽力に対して感謝を申し上げたい。
- ・ 本ガイドラインは Living Document と定義されており、これからも更に進化が激しくなる。その観点で、是非その Frequency を上げたドキュメントの改正の仕方を考えていただきたい。
- ・ AI の安全性を保ちながら活用することを考えると、非常に良いガイドラインをお作りいただいた。これを履行していただくことがやはり重要。
- ・ その観点から履行した場合のインセンティブ、例えば、その事業者に対して、このガイドラインをフォローした形で開発しているというような履行宣言を我々が提示できるというようなインセンティブを与えることにより、そのガイドラインを皆さんがフォローしていくということになる可能性もある。
- ・ そのようなインセンティブを与えていただけるような形にさせていただくとありがたい。
- ・ また、インターオペラビリティがとても重要な領域。世界中で一斉にガイドラインが作られ、場合によっては法整備のところまで手がついているところもある。その意味で、ガイドラインの中にも入っているがリテラシーと、更にルール作りも重要。「ガイドライン」と「リテラシー」と「ルール作り」の 3 つが一緒にワンパッケージとして動くよう、政府が推していただくことがとても重要。
- ・ もう一つは、このガイドラインの内容、リテラシー、ルールのレベルを国家間で合せることがインターオペラブルになる上で重要。G7 からガイドラインの検討が始まっていることもあるので、ぜひ G7 やその下の会議で、お互いがどのような状況にあって、それを本当に最終的なインターオペラブルにするためにはどのような努力が必要か等を議論いただきたい。
- ・ 個人的な懸念として、いわゆるジャッジメントやプライオリタイゼーションの機能を持った AI が、人間そのもの、または人間社会、人間の生活に関わるものに関してジャッジメントであったり、プ

ライオリタイゼーションをすることがあった場合、場合によっては、我々が目指している人間社会の民主主義にそぐわないものを答えとして出す可能性はいくらでもデータによってあり得る。

- ・ この領域、民主主義を犯すような可能性が見える領域については、最大限注視をしていただきながら、フォローをしていただくという努力が必要。

【経産省・橋企画官】

- ・ 中川幹事、遠藤委員のリテラシーに関するご指摘は、今後非常に重要になると考えている。
- ・ 吉永委員から紹介頂いたソフトローであるが要求事項が多いという事業者からのご意見について、例えば、今回新たに提示した別添 8 のウォークスルーのように、ガイドラインの各項目に事業者の対応を当てはめることで、重視すべき項目とそうでない項目が明確となり、事業者の理解度が増すと考えている。今回は採用 AI を例にしたが、別の業界に広げていくことで、そういった理解も広がっていくと考えており、普及・促進を図っていくのが重要。

【北村委員】

- ・ 経産省、総務省をはじめ、ご関係者の皆様にご尽力に改めて感謝。
- ・ 3つ申し上げたい。
- ・ 1点目は皆の知見が詰まった AI 事業者ガイドラインを使い切ることが重要。その最大活用に向けて、デジタルエシックスが重要。特に、現在、高度化や複雑化が進む AI エコシステムにおいて、既存のルール準拠型チェックに加えて、言明型チェックへの社会の期待の高まりがある。
- ・ 企業らしさを発揮しながら、AI システムの開発や提供を行う時には、社会的視点やプライバシーなど、様々な場面で悩むことがある。
- ・ その中で、AI 事業者ガイドラインの実践の際に、デジタル化が進む状況下において倫理的に正しい行動を促す考え方として、現在世界で注目されつつある「デジタルエシックス」という概念、見えにくいものより見やすくするという概念を意識することで、組織間の対話の活性化や、デジタルデバイドの解消にも有用な AI 事業者ガイドラインの有効性がさらに高まると考えている。ぜひ使っていきたい。
- ・ 2点目は、日本の最新動向として、本 AI 事業者ガイドラインは世界で非常に注目を集めている。海外で事業を展開する事業者にとって関連の外国法と本ガイドラインの詳細な比較は重要。次回改定時にはより詳細な対比を今後期待。
- ・ 3点目として、初案発行前に是非ここはお願いしたいが、システムをより安全に運用させるため、セキュリティ要件の定義として、次の内容を追記いただけないか。自組織で使用している基準や他のフレームワークから適切なものを選択し、組織として合理的かつ技術的に可能な範囲、言い換えるとスタートアップや中小企業をはじめ、事業者が見てそれが必要であるということと、過度な負荷にならないという範囲で複数の仕様を組み合わせることでセキュリティ要件の定義を追記すること。これにより、この AI 事業者ガイドラインをセキュリティ観点から更に使いやすいものになると思う

【松本委員】

- ・ 多くのコメントをまとめていただき感謝。勉強になるコメントが多かった。

- ・ 印象に残ったのは 114 頁。113 頁にある便益を期待するような、不本意なアシスタント業に従事するクリエイターやアシスタントを委託できないクリエイター志望の方に選択肢が広がる一助になるというような、AI 自体に対するパーパスと言いますか期待を抱えている方もいれば、逆に生成 AI 自体を禁止すべきとすぐリスクに直面している方もいるのは非常に重要な情報。
- ・ 是非 AI 戦略会議等にも色々な期待と不安の両方があるということはフィードバックいただけるとよい。
- ・ 75 頁で JEITA からのコメントの中で、特に「具体例について今後の充実を希望している」とコメントがあった。他にもやはりテクニカルで今答えがないものがすごく多い。
- ・ 今回一緒にケース検討したが、それですべてを充足しているとは思っていないし、参考にしながらプラクティスしていただくに合わせ、やはり政策側としても一緒に検討してガイドラインに反映すべき論点というものをフィードバックしたり、場合によっては、例えば、「AI の性能だったり信頼性を高めるためにこういうテストをした方がいいんだ」というところの実例というものを積み重ね、ガイドラインを Living Document としてブラッシュアップすることが期待される。
- ・ また、33 頁や 66 頁のコメントのとおり、利用者による不正利用、悪意を持った利用について、不正利用者に対する手当・規制もやはり一定考えていかないといけない。

【シバタ委員】

- ・ 非常に大量のコメントへのご対応に感謝。
- ・ エンジニアや開発者のコミュニティに近い立場で働いており、ガイドラインや規制などについて不満を持つ声も聞かすが、個人としては、AI の社会における重要な位置付けが認識されるようになってきており、ポジティブに見ると、責任を持って AI を社会的に推進していこうという姿勢の表れと思う。そういったコミュニティの中でも「非常にこれを前向きに捉えていくべきだろう」という風なことを私自身も言っている。
- ・ 今後は、リリースされたガイドラインをどう広げていくのが重要。膨大な情報が散らばっているので、実践するためにどうするのかの視点が重要。例えば、資格や検定のようなものを考えていくこともあり得るのかもしれない。
- ・ 先日 EU で可決された規制法案が海外ドキュメントとの対応表の中に入っていないのは少し気になるが、今回ソフトローという姿勢を中心にこのガイドラインを作ってきたというところは非常に高く評価されるべき。一方で、ハードローとして規制されるべき行為というのも明確になってくる部分もある。

【総務省・山野参事官】

- ・ このガイドラインのみで AI/生成 AI に関するリスクのすべてがカバーできるというわけではない。
- ・ ガイドラインを守りつつ、技術面での研究開発の支援や、皆で力を合わせる取組、例えば、全世代でのリテラシーの向上の取組も大変重要。
- ・ 生成 AI の悪用の一つである偽情報・誤情報の流通も、社会的に問題視されている。総務省では、表現の自由等に十分配慮しつつ、制度面も含めた対応を検討している。また、情報の信頼性を確保するような技術の開発・実証の後押しや、幅広いリテラシーの向上等々、総合的な対策を進めることが必要。

- ・ ガイドライン枠外の取組も含め、関係府省庁としっかり連携し、力を合わせて取り組んでいきたい。
- ・ EU の AI Act は、まだ最新の状況が見えていなかったため対応表に記載がないという、時点的なもの。

【島村委員】

- ・ 多くの意見への対応含めとりまとめに感謝。2点申し上げたい。
- ・ まず1点目に Living Document について。ガイドラインは作って終わりではなく、むしろ様々な環境動向の変化や、フィードバックを踏まえ進化していくべきもの。AI リスクのアップデートや、各国法規制との相互運用など、今後議論すべき・進化させるべきテーマも見えている。そして、アップデートを実際に行う力を持っているのは、やはり総務省、経済産業省であるので、具体的なサイクルを示し、アップデートし続ける仕組み・体制を整えていただきたい。
- ・ 2点目に、ガイドライン実行のインセンティブについて。ソフトローは、民間企業における自由裁量という面で非常に魅力的である一方、リスクの高い AI を扱う場合であってもガイドラインを守らないという選択肢が残念ながら取り得てしまうという。このため、実践のインセンティブ、仕組みづくりが非常に大切であり、それがまた実効性を高める。
- ・ 例えば、経済産業から、DX 認定など DX を推進する企業に対しての認定制度やインセンティブが与えられている。AI ガイドラインでも同様のインセンティブを検討いただきたい。

【西田幹事】

- ・ ガイドライン中にある開発過程の文書化について、内容が該当するものであれば、研究ノートや論文をもって変えることは可能か。必ずしも他の文書の作成を求めるものではないということが良いか。

【舟山委員】

- ・ 我々のようなスタートアップ企業にとって、多くの事例やチェックリストはありがたい。
- ・ また、海外情報の参照も助かる。弊社としても新たな経験や論点について、引き続き貢献していきたい。

【市川委員】

- ・ 今後のアクションプランの作成を検討してはどうか。ガイドラインを作りっぱなしにするのではなく、このガイドラインを受けて、今後、政府を含む関係主体がそれぞれ当面取り組むべき課題を、アクションプランとして取りまとめ、取り組むこととしてはどうか。
- ・ Living Document としての推進体制の整備について、今後、本ガイドラインを Living Document として推進していくためには、例えば、別添の付属資料のリバイスや分野別のガイドラインの作成については、民間団体などに委任することも含めて、実行可能でマルチステークホルダーな見直し体制の整備を検討してはどうか。

【実積委員】

- ・ 市川委員の Living Document としての推進体制の整備に関するご指摘に賛成。常時情報収集につとめ、海外にもネットワークを広げつつ知見を蓄積する意味からも可能であれば常設化ができれば素晴らしい。

【経産省・橘企画官】

- ・ 北村委員からご紹介のあった「デジタルエシックス」の考えは組織間の対話につながるということであったが、これはまさにアジャイルガバナンスの考えそのもの。アジャイルガバナンスでも対話を重視し、考えの共有化を図っていくという側面もあるので非常に親和的。
- ・ また、別添 9 の海外との対比の詳細化について、インターオペラビリティを高めるため対応が必要と認識。なお、米国とは今回の AI 事業者ガイドラインと NIST の AI リスクマネジメントフレームワークの対比検討を始めている。
- ・ 松本委員からご指摘の規制の在り方に関しては、まずは現状の法律でどこまで対応できてどこまで対応できないのか、その差分を明確にする必要あり。
- ・ シバタ委員からの御意見について、やはり政府だけでは対応できないので、例えば業界で議論していただいてその差分を明確にしてもらったり、コメントを対外的に発表していただいたりすることで、普及・啓発に繋がり得る。
- ・ Living Document やアップデートサイクルについても引き続き検討していきたい。

【事務局/総務省・小倉補佐】

- ・ 文書化についてはパブコメでも同様の意見を頂き、記載も修正している。必ずしも紙のドキュメントを求めているわけではなくて、見える化していただきたいという趣旨で記載変更している。

(4) 議長及び座長からのコメント

【須藤議長】

- ・ 総務省と経済産業省の会議体の構成員からの有意義な発言に心強さを感じている。両省の事務局やパブリックコメントを提供してくれた皆様に感謝の意を表したい。
- ・ 多くの方が Living Document であることを指摘しており、バージョンアップの必要性について事務局とも議論している。
- ・ 内閣府の事務局とも話し合っているが、G7 決定にも基づき AI ガバナンスの高度化が求められており、両省、他省庁と連携しながら進めていこうと考えている。
- ・ アドバンスド AI システムにおいては、データ管理は複雑化する。自身のプロジェクトで、非公開のデータを使用して小規模な生成 AI システムの実験を行い、静岡県庁とマイクロソフトの協力で災害救済型 RAG (ラグ) を作成したが、極めて難しく、高いスキルが必要。このような先進的なシステムに対応するためには、事務局の指摘するように、政府だけでなく、事業者、市民社会、行政、法律家など多様なステークホルダーとの柔軟な議論が必要である。
- ・ NICT や sakana.AI が構想する高いレベルの AI、MoE に対応する必要がある。これは今のパラダイムを突破してきており、どうガバナンスするか、考えないといけない。

- これまでのガイドラインの策定は非常に有意義であり、特にハウツーを示した付属資料、ワークシート、チェックリストは、実際に製品を作成または運営する者にとって重要。しかし、新たな技術の進展、特に MoE や高度な AI システムに対する考慮、さらに OECD で検討されている AGI を含め、これらの進展に対してもっと深く考える必要がある。
- アメリカ大統領府が発表した AI 人権憲章は、先端テクノロジーにも広く言及しており、法規制ではないが、ガイドラインそのものが極めて詳細。国際的な相互運用は重要であり、アメリカ、ヨーロッパ、ASEAN 諸国、アラブ諸国、トルコ等、とも連携していく必要がある。両省を中心とする政府や事業者、これらの会議体が国際連携のハブとなる可能性がある。
- これまでの達成を祝いつつ、さらなる進展に向けて進めていきたい。

【平野座長】

- これまでのご議論と詳細な資料を作成された関係各位に対し、感謝の意を表す。
- 須藤議長から提起されたチェックリストの有用性については私も同意見。重要事項説明書と同じく、このチェックリストは一目で重要な項目を理解でき、詳細は本編や別添で確認できるという仕組みが、実行力を高めるものと考えている。
- また、須藤議長が触れた(ホワイトハウスの)AI 権利章典は、採用プロセスにおける AI の使用に関しても、非常に詳細な規定を含む。応募者が AI による面接をオプトアウトする権利等についても言及されており、これらの点は我々も参考にすべきである。
- 中川委員が言及した、AI に対する一般の誤解についても重要な指摘である。AI は過去のデータに基づいて判断と予測等を出していくので、人間でないとできない部分が非常にある。AI が人間より優れているとの誤解を解き、AI と人間の能力を正しく理解し、うまくマッチングすることが重要。
- 吉永委員が述べたソフトローについて、私自身も国際会議で、「日本はソフトローが機能する国」、とコロナ禍に於いても強行法規に基かずソフトローを国民が遵守して皆がマスクを着用した例を挙げて、日本の立場を説明してきた。しかしこれが AI に於いても「根拠[証拠]に基づく」主張となるように、今後は、皆が自主的に順守して実績を上げ、社会規範として機能することを証明し、国際社会にも示していく必要がある。さらに、AI も既存の実定法を遵守しなければならないことが当然である旨は、ここで明言しておきたい。

【渡部座長】

- 本日は皆様から大変貴重な意見をいただいた。先生方の多大なる尽力に心から感謝を申し上げます。事務局においては、多くの省庁、マルチステークホルダーとの調整、パブリックコメントへの対応を丁寧に進めていただき、大変感謝している。
- 国際的に AI の議論が活発に行われ、規制が発表される中で、広島 AI プロセス等への対応も踏まえ、短期間でまとめが求められた。丁寧なプロセスを経てまとまったこの成果は、大変意義があり、世界的にも注目されるべきである。
- 本ガイドラインは Living Document としての性格を有し、今後も、現在議論されている内容や、海外との関係においてさらなる対応が必要になる。利用者やリテラシー、インセンティブについての多くの意見も、非常に重要な指摘である。

- ・ 文化庁著作権委員会のパブリックコメントが 24,000 件あったこと、その一部が本議論にも影響していることについて説明があったが、これを受けて、知的財産戦略推進事務局としても、ガイドラインとの関係の整備を検討している。データ提供者と権利者との関係の整理も今後の課題である。
- ・ いずれにせよ、ソフトローの枠組みによる人間中心の原則に基づくガイドラインをこのタイミングでまとめ発表できることは大きな意義がある。ここまでの皆様の尽力に再度感謝申し上げます。

(5) 本日の議論を踏まえたガイドライン(案)の修正のご一任、及び今後のスケジュール

【事務局/総務省・小倉補佐】

- ・ 本日までのご指摘の点等に係るガイドラインの修正については、AI ネットワーク社会推進会議・AI ガバナンス検討会は須藤議長に、AI 事業者ガイドライン検討会は渡部座長に一任とさせていただきます。

(特段の異議なく賛同)

- ・ ガイドラインへの必要な反映を行った上で、須藤議長・渡部座長の一任のもと、政府の手続きを踏まえ、後日 AI 事業者ガイドライン第 1.0 版を公開する予定

以上